

# 平成30年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成30年9月28日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

- 第1 同意第2号 川棚町副町長の選任について同意を求める件
- 第2 同意第3号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第5 報告第9号 平成29年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び  
資金不足比率の件
- 第6 認定第1号 平成29年度川棚町一般会計決算認定
- 第7 認定第2号 平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第8 認定第3号 平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定
- 第9 認定第4号 平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第10 認定第5号 平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第11 認定第6号 平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定
- 第12 認定第7号 平成29年度川棚町水道事業会計決算認定

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 日程第1、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町** 長 同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」についての提案理由をご説明いたします。

現在の副町長については、平成30年9月30日をもって任期満了となることから、後任を選任する必要があります。そこで、馬場直英氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものがあります。

馬場直英氏は議案に記載しておりますとおり、現在、長崎市小ヶ倉町2丁目398-27-303にお住まいで、年齢は昭和34年11月21日生まれの58歳であります。川棚町のご出身であり、昭和57年3月に山口大学経済学部を卒業後、同年4月に長崎県庁に入庁されてから現在まで、36年6ヶ月長崎県職員として勤務しておられます。その間の主な役職としては、市町村課の係長、交通政策課の課長補佐、土木部監理課長、出納局会計課長を歴任され、現在、参事監で人事委員会事務局職員課長を務められております。

馬場直英氏は温厚かつ聡明な人柄で、また、長崎県庁在職中の豊富な経験から、地方自治に関して卓越した識見を有しておられ、副町長に適任であると認めますのでご提案するものであります。なお、副町長就任後は町内の小串郷にお住まいになる予定であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

**議** 長 これから質疑を行います。

**8 番 波 戸** はい。8番、波戸です。この馬場さんが副町長に就任されるとされた場合にですね、今月いっぱい退職になるかと思うんですが、その辺の手続き上の問題とか支障はないのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えいたします。現在、先ほど言いましたように県庁の幹部職員でありますので、これの人選に当たりましては、まず本人の内諾を得、そして県の副知事にご相談をいたしまして、知事と協議の上、もし川棚町の副町長として選任をされた場合には県職員を明日付で退職するというので、知事、副知事にはご理解をいただいております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:05)

議 長 次に日程第2、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命に

ついて同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町長** 同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

教育委員会委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められ、教育長及び4人の委員をもって組織するとされておりますが、この度、委員であります五反田睦子氏の任期が、10月14日をもって満了となることから、後任の委員を選任する必要があります。そこで現在、委員としてご活躍いただいております五反田睦子氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

五反田氏は議案に記載をしておりますとおり、川棚町五反田郷185番地にお住まいで、年齢は昭和38年6月25日生まれの55歳であります。昭和60年3月に岡山県倉敷市立短期大学を卒業され、現在は長崎川棚医療センター内にありますさくら保育園の園長先生として勤務されております。これまで川棚中学校野球部の保護者会会長や、川棚高等学校PTAの副会長を務めるなど、子ども達の健全育成やPTA活動に熱心に取り組んでこられ、温厚で誠実な人柄は住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げる次第であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

**議長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議長** はい。よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** **長** 全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:09)

**議** **長** 次に日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町** **長** 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち宮崎正則氏につきましては、平成30年6月30日をもって任期満了を迎えたところであります。後任の選任にあたっては、宮崎氏の任期満了に合わせて選出事務を進め、複数の方に就任のお願いをいたしましたが、本人の承諾が得られず、任期満了までに議会への推薦手続きができませんでした。この度、推薦する候補者としてご本人の承諾が得られましたので、後任の選任について議会の意見を求めるものであります。

推薦する候補者は、中組郷1290番地24にお住いの山中美由紀氏で、昭和33年7月19日生まれの60歳であります。同氏は昭和52年3

月に長崎県立佐世保東翔高等学校を卒業後、佐世保東商業高等学校を卒業後、同年4月から川棚町役場に勤務され、その後、係長や課長を歴任されまして、平成29年3月末に会計課長を最後に退職をされております。退職後は平成29年7月から川棚町農業委員会委員を務められておりますが、役場在職中は住民係長や住民福祉課長を歴任し、人権啓発業務を担当されるなど、人権に対する理解が深く、また、人格、識見が高く、社会の実情にも広く通じておられ、人権擁護委員として適任と認められますので、候補者として推薦するものであります。

委員の任期は3年間となります。なお、宮崎正則氏につきましては、人権擁護委員法第9条に但し書き規定として、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うと任期伸長規定が置かれていることから、平成30年6月30日の前任期の満了以降も事情をご了解いただき、引き続き委員として活動していただいておりますが、山中美由紀氏が委嘱を受けることとなりますと解任の運びとなります。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**2 番 田 口** この山中美由紀さんの任期はいつから始まるのでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。担当課長からお答えをさせていただきます。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、議会の推薦に対して意見を求め、その意見について特に議会の方で同意をしていただきますと、法務局を通じて法務大臣の方に委嘱手続きを求める事務手続きが行われますので、これによりその後、委嘱が行われ、委員としての就任をいただくということになっておりますけれども、現在法務局の方に尋ねてみたところ、だいたい年に2回ですね、委嘱をしておるといようなことを聞いております。毎年1月と7月を任期とはじめとしてですね、その後3年間の任期で就任をしていただくというのが通例となっているようでございますので、今回の推薦手続きの事務を進めますと、31年の1月からの任期開始になるのではないかというふ

うに考えておりますけれども、こういったことにつきましては法務局の方に事務手続きを確認した上でのご回答とさせていただきたいと思っております。以上です。

議 \_\_\_\_\_ 長 田口議員。

2 番 田 口 そうしますと、先ほど説明がありました宮崎正則さんは山中さんが就任する直前まで仕事をされるということになるのでしょうか。

議 \_\_\_\_\_ 長 町長。

町 \_\_\_\_\_ 長 はい。そのように考えております。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 はい。よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 \_\_\_\_\_ 長 はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委

員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

( 1 0 : 1 7 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第4、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。この議題の審議においては地方自治法第117条の規定によって、山口隆議員が除斥の対象となります。山口隆議員の退場を求めます。

(山口隆議員退場)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 本件について説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされております。

そのうち、山口輝子氏につきましては、平成22年1月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在3期目であり、平成30年12月31日をもって任期満了となられますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

山口氏は石木郷181番地2にお住まいで、昭和21年8月15日生まれの72歳であります。昭和44年に長崎大学を卒業後、神奈川県横浜市の小学校教諭として3年間勤務され、その後、本町の町立幼稚園教諭として33年間、一般行政職員として2年間勤務をされております。定年退職後は川棚小学校のサポートティーチャーとして教育行政に関わられたほか、現在は川棚町婦人会会長として、婦人会の各種活動を通して地域社会づくりに努めるなど、人権、識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、推薦することについてご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 はい。よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 21)

議 長 ここで山口隆議員の入場を許します。

(山口隆議員入場)

議 長 ここでしばらく休憩といたします。

(10 : 21)

(…休 憩…)

( 1 0 : 4 5 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に日程第5、報告第9号「平成29年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第9号「平成29年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後速やかに公表を行うものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますのでよろしくお願いたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、2枚目の別紙の方からご説明していきたいというふうに思います。別紙の方をお開きください。

1、上段の1 健全化判断比率法第3条関係でございますが、健全化判断比率の行が本町の29年度決算に基づく実績であります。その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので、横棒で示してあります。実質公債費比率につきましては11.6%で、早期健全化基準の

25%を下回っております。将来負担比率につきましては53.5%で、こちら早期健全化基準の350%を下回っております。

次に下段の2 資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計は、いずれも資金不足が生じていないため横棒で示してあります。次のページをお開きください。

表題を健全化判断比率等の公表についてとした資料をつけております。1枚目の財政健全化法の目的、1枚目につきましては財政健全化法の目的や、川棚町の財政状況について2ページ目以降につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示したものでございます。

3ページの、下の方に3と書いてあるページになりますが、3ページの下段の表につきましては、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向としましては、実質公債比率が減少し、一定の改善が進んでいるものの、将来負担比率が前年を上回った状況であります。この将来負担比率の上昇は、一部事務組合、こちら東彼地区保健福祉組合への負担見込み額が増加したことによるものでございまして、東彼三町すべてが同様の傾向が生じているところであります。詳しい内容につきましては、後ほど資料をご覧いただくことで説明は省略させていただきます。報告の内容につきましては以上のとおりであります。

なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年通りお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど何卒よろしくお願いいたします。

**議 長** はい。これから質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** 今、説明のあった3ページに関して、将来負担比率が増えるのは、福祉組合への負担が増える見込みであるからという説明がありましたが、それは結局、清掃工場を改修したということが要因と考えてよいので

しょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。田口議員のご質問ですが、田口議員がおっしゃったとおり焼却場が新たに建設したことによる負担が増になったということでございます。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 0 : 5 2 )

**議 長** 次に日程第 6、認定第 1 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 1 2、認定第 7 号「平成 2 9 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 認定第 1 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 7 号「平成 2 9 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明をいたします。

まず、認定第 1 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 5 号「平成 2 9 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る 7 月 2 6 日、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。なお、認定第 6 号「川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」につきましては打切り決算のため、去る 6 月 8 日、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、8 月 2 9 日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 3 項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算書及び各附属書類は法令の定めにしたがって調整されているとしてありまして、総括として審査に付され

た各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書その他と照合審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても概ね適正に処理され、各事業は概ね所期の成果を収めていると認められるところのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第7号につきましては、平成29年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月7日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、8月20日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算について作成すべき書類及びその様式は法令の定めをすべて充足しているとしてありまして、決算審査意見としては審査に付された決算報告書ほか、決算諸表及び関係諸帳簿類はいずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認めるところの意見をいただいたところであります。その他詳細につきましては会計管理者並びに各担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、認定またはご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

**会計管理者** それでは、私の方から一般会計の決算認定についてご説明をいたします。お手元にお配りしております決算書の69ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は59億4,939万6,703円、2の歳出総額は58億2,087万7,300円で、3の歳入歳出差引額は1億2,851万9,403円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の2,078万6,000円のみでございまして、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差引いた1億

773万3,403円の黒字となっております。次にページを戻りまして、決算書2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。

2ページから5ページまでが歳入となります。決算書の4ページから5ページをお開きください。

歳入合計は予算現額60億1,729万7,000円に対し、調定額61億1,106万3,263円、収入済額59億4,939万6,703円、不納欠損額1,099万6,772円、収入未済額1億5,066万9,788円であり、予算現額と収入済額との比較は6,790万297円の減となっております。

款ごとの説明につきましては、本日お手元にお配りしております平成29年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の歳入の1ページに前年度と本年度収入済額、不納欠損額、前年度比、これにつきましては増減額と割合等を記載しておりますので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

続きまして歳出でございます。決算書の6ページから9ページまでが歳出となります。決算書の8ページから9ページをお開きください。

歳出合計は予算現額60億1,729万7,000円に対し、支出済額58億2,087万7,300円、翌年度繰越額1億1,465万7,000円、不用額8,176万2,700円であり、予算現額と支出済額との比較は1億9,641万9,700円でした。よって歳入歳出差引額は1億2,851万9,403円でございます。

款ごとのご説明につきましては、本日お配りしております平成29年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の歳出の2ページに前年度、本年度支出済額、翌年度繰越額、予備費充用額、予算流用額、前年度比、これにつきましては増減額と割合を記載しております。よって歳入と同様に詳しい説明は省略をさせていただきます。

なお、その他補足説明資料につきましては、3ページから4ページには歳入歳出の款項ごとの予算現額、収入済額、支出済額等を記載したものを、5ページには税料金等の過去5年間の徴収率を記載しております。また、決算書72ページから77ページにかけて、財産に関する調書を記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

簡単ではございますが、私の方からは以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議 長** 次に、配布資料の補足説明を求めます。企画財政課長。

**企画財政課長** それでは私の方からは、本日お配りしております平成29年度決算補足資料（一般会計）とした資料の方を説明していきます。この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により長期的な観点から財政状況を比較検討するために毎年作成し、決算補足資料として配布を行っているものであります。

まず、1ページの歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとに10年間の推移を取りまとめております。そして、一番下の行の「町債－公債費（元金）」であります。これは新たな借入から元金返済を差引くことによりまして、町の借金の減り具合というものを見て取れる行となっております。この行がマイナスであります。町の起債残高が減っているという状況で、これがプラスになると起債残高が増えているという状況になります。2ページ目をお開きください。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。経常収支比率につきましては参考としまして東彼杵町と波佐見町、そして類似団体の率を掲げております。その下には積立金現在高、地方債現在高、下から2行目に財政力指数、その推移についても掲げているものであります。続きましてその下の3ページであります。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別の状況を取りまとめた表であります。説明の方は省略させていただきます。続きまして4ページ目であります。

4ページ目につきましては、性質別決算の状況であります。この性質別では決算統計上のルールに沿って性質別に仕分けされたもので、義務的経費である人件費、公債費が横ばい、あるいは減少傾向で、扶助費の増加傾向が継続しているといった状況でございます。

そして5ページ、6ページにつきましては、性質別決算の状況を波佐見町と東彼杵町、郡内他の二町の分も取りまとめて添付しているところでございます。7ページをお開きください。

この7ページのグラフは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与金などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。これが財政構造の弾力性を判断する1つの指標であり、比率が低い程弾力性が大きいと判断されます。平成29年度は前年度から1.6ポイントの減となっており、人件費等の歳出が減ったことなどが、経常収支比率の減につながったものと分析しているところがございます。続きまして8ページをお開きください。

この8ページにつきましては、義務的経費の推移を示したグラフであります。傾向としましては、扶助費の増加がずっと続いております。そして人件費は横ばい、あるいは減少といった傾向で、公債費もやや減少といった傾向が見て取れるところがございます。

続きまして下の表でございます。こちらは積立金、それから積立金、地方債現在高、そして町債、公債費元金の推移をグラフで取りまとめたものでございます。地方債の現在高につきましては減少しております、グラフ上に表示はされておきませんが、平成16年度がピークで71億9,000万ほどございましたが、現在はその4分の3程度の53億300万円に減少しているという状況でございます。積立金現在高につきましては、20年度をご覧いただくと17億7,000万円ほどということで、これが一番減少していた底の数字でございます。それから現在は20億120万円程度ということで、上昇しているところがございます。失礼いたしました。積立金の現在高、先ほど20億120万円と申しましたけれども、20億1,200万円の誤りでございます。どうも失礼しました。

そして10ページから12ページまでにつきましては、郡内三町の基金と地方債現在高の比較を、また、13ページからは郡内三町の29年度の決算統計による決算カードをつけているところであります。

以上で補足資料についての説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは川棚町国民健康保険事業特別会計、平成29年度決算についてご説明いたします。決算書の80ページ、81ページをお開き

ください。歳入における調定総額 23 億 8, 847 万 3, 272 円に対し、収入済額は 23 億 1, 126 万 5, 763 円で、収入率 96.8%となっております。収入未済額の 6, 908 万 7, 719 円は、国民健康保険税未済額であります。不納欠損額 811 万 9, 790 円を地方税法第 18 条の規定により不納欠損処分としております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、22 億 1, 186 万 2, 046 円となり、予算総額 23 億 961 万 2, 000 円に対して、95.8%の執行率でありました。決算書の 103 ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額 23 億 1, 126 万 5, 763 円、歳出総額 22 億 1, 186 万 2, 046 円で、歳入歳出差引額は 9, 940 万 3, 717 円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 9, 940 万 3, 717 円となります。28 年度実質収支額が 8, 211 万 613 円でしたので、これを差引きますと単年度収支額が 1, 729 万 3, 104 円の黒字となります。105 ページをお開きください。基金の状況は記載のとおりで、年度内の預金利息 789 円を加えた 469 万 8, 290 円の基金残高となっております。それでは成果報告書により説明いたします。報告書の 96 ページをお開きください。

**議 長** 課長、長くなるようであれば、座って説明して結構です。

**健康推進課長** はい。それでは決算書により説明しますので、報告書 96 ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、平成 29 年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2 の歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合が 15.6%でございます。国庫支出金は 23.7%、療養給付費交付金が 1.1%、前期高齢者交付金が 23.3%、その他 36.3%となっております。

3 の歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付費割合が 62.0%と最も高くなっております。そのほか、総務費 0.7%、後期高齢者支援金等 8.8%、共同事業拠出金 20.5%、介護納付金 2.9%、保険事業費

0.9%、その他4.2%の割合となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書86ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは川棚町後期高齢者医療特別会計、平成29年度決算についてご説明いたします。この後期高齢者医療制度につきましても、保険料1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割となっており、国民全体で支える仕組みであり、歳入歳出については最終的には同じ額となります。清算は次年度で行うこととなります。決算書108ページ、109ページをお開きください。

歳入における調定総額1億7,660万371円に対し、収入済額が1億7,550万6,781円で、収入率99.4%となっております。収入未済額の109万3,590円は、後期高齢者医療保険料の未済額であります。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は1億7,516万2,956円となり、予算総額1億7,548万4,000円に対して99.8%の執行率でありました。決算書の119ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額1億7,550万6,781円、歳出総額1億7,516万2,956円で、歳入歳出差引額は34万3,825円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同じく34万3,825円となります。成果報告書により説明いたしますので、成果報告書の111ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、歳入額並びに歳出額はここに記載しているとおりであり、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2の歳入につきましても、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合は68.9%でございます。繰入金に占める割合が30.7%、その他0.4%となっております。

歳出につきましても、歳出総額に対する総務費の割合が2.5%、後期

高齢者広域連合納付金の割合が97.2%、諸支出金が0.3%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書114ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは川棚町介護保険事業特別会計、平成29年度決算についてご説明いたします。決算書は122、123ページとなります。

歳入における調定総額13億6,371万9,105円に対し、収入済額は13億5,630万2,555円で、収入率99.5%となっております。収入未済額の659万5,690円は、介護保険料未済額であります。不納欠損額82万860円を、介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分としております。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額は、12億8,558万2,617円となり、予算総額13億5,066万9,000円に対し、95.2%の執行率でありました。決算書の141ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額13億5,630万2,555円、歳出総額12億8,558万2,617円で、歳入歳出差引額は7,071万9,938円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額7,071万9,938円となります。28年度の実質収支額が569万2,344円でしたので、これを差引きますと、単年度収支は6,502万7,594年の黒字となりますが、基金に1,004万255円を積み立てておりますので、実質単年度収支額は7,506万7,849円の黒字となります。143ページをお開きください。

財産に関する調書であります。29年度において基金利子を含む1,004万255円を介護保険給付費基金に積立てており、年度末現在高は1億11万2,350円となっております。平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年度であり、概ね順調な財政状況であります。次に成果報

告書により説明いたしますので、成果報告書の115ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、平成29年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料20.2%、国庫支出金22.8%、支払基金交付金25.5%、県支出金13.7%、繰入金13.5%となっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額の大部分、91.3%を保険給付費が占めており、そのほか、総務費1.7%、地域支援事業等費5.6%、基金積立金0.8%、諸支出金0.6%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書128ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、平成29年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について、追加説明を行います。決算書の157ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額及び歳出総額ともに1億4,039万7,264円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。次に、決算書の148、149ページをお願いします。お開きください。

歳入は不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開きください。歳出についてであります、支出済額1億4,039万7,264円は、予算現額の約99.6%の執行率でありました。それでは成果報告書の129ページをお開きください。

第一 総括の1. 決算の概要につきましては、平成29年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書で説明をしたところであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する雑収入の占める割合は1

2. 3%で、一般会計繰入金が87.7%であります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は12.3%であります。

3. 歳出につきましては、歳出総額のうち、観光施設事業費の割合が48.0%、公債費が52.0%でありまして、予備費の支出はありません。

以上説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 次に、公共下水道事業特別会計についての追加説明を求めます。水道課長。

**水道課長** それでは、認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算」について説明させていただきます。まず、決算書173ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。1の歳入総額が5億9,420万1,391円で、2の歳出総額は5億6,548万9,148円です。3の歳入歳出差引額は2,871万2,243円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。次に決算書160ページ、161ページをお開きください。

歳入についてですが、収入済額は5億9,420万1,391円であり、予算現額5億9,434万円に対し、率にして約100%であります。

また、不納欠損額の合計35万6,790円は、受益者負担金並びに下水道使用料であります。また、収入未済額の合計685万5,380円は、受益者負担金並びに下水道使用料の現年度の滞納分と過年度分の滞納分であります。次に162ページ、163ページをお開きください。

歳出についてですが、支出済額は5億6,548万9,148円であり、予算現額5億9,434万円に対し、率にして約95.1%となっております。翌年度への繰越額はありません。

163ページの中ほどに記載をしておりますが、公共下水道については平成30年度から地方公営企業法を一部適用したことにより、地方公営企業法施行令第4条の規定により、歳入歳出差引残額並びに公共下水道事業に係るすべての債権・債務及び資産については、新年度の下水道事業会計へ引き継いでおります。次に、成果報告書の134ページをお開きください。

総括についてご説明いたします。1. 決算の概要につきましては、先ほ

ど決算書において説明のとおりであります。収入済額は調定額の98.8%、歳出は予算額の95.1%となっております。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する割合は国庫支出金6.6%、町債11.2%、一般会計繰入金57.8%、その他24.4%となっております。

次に3の歳出につきましては、歳出総額に対する割合は総務費18.2%、建設費22.3%、公債費59.5%となっております。予備費の支出はありません。決算書の176ページから178ページには、財産に関する調書を記載しておりますが、特に変更はあっておりません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 次に、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

**水道課長** それでは、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算」の詳細について説明させていただきます。決算書11ページをお開きください。

1. 概況の(1)の総括事項ですが、平成29年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,992人で、その約99.7%にあたる1万3,951人に給水をしております。年間総配水量は213万6,670<sup>m</sup>で、前年度に比べ7万3,613<sup>m</sup>増加しております。年間総有収水量は192万5,612<sup>m</sup>で、前年度に比べ6万6,281<sup>m</sup>増加しましたが、有収率については前年度と同じく90.1%となっております。

この使用量につきましては、人口減少に伴い、一般の使用量は減少となっておりますが、工場等において増加傾向にあり、前年度を維持しているような状況であります。次に経営の状況ですが、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込の金額であります。収入の第1款水道事業収益の決算は、3億4,923万1,959円で、前年度に比べ265万6,622円、0.8%増加しました。支出の第1款水道事業費用の決算額は3億3,496万8,732円で、前年度に比べ641万4,396円、1.9%の減少となっております。その結果、消費税込の収支差引は1,426万3,227円の利益が生じております。次に決算書の3ペー

ジ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、第2項の工事負担金の下水道開削工事にかかる補償工事分であり、決算額370万円です。

支出の第1款資本的支出の決算額1億1,446万6,842円です。第1項建設改良費では、石木地区上水道管布設替工事の1、2工区及び城山系送配水管布設替工事の工事請負費が主なもので、第2項では企業債償還金を支出しております。また、翌年度繰越額は地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月定例会において繰越計算書の報告をいたしておりますとおり、木場地区の水道施設用地取得費を計上しておるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの下に記載しておりますように補填をしておるところであります。

5ページ、6ページには、損益計算書を記載しており、5ページ最下行に経常利益を記載しておりますが、863万7,934円の黒字決算となっております。6ページでは5 特別利益と、6 特別損益は発生しておりませんので、経常利益の額がそのまま当年度純利益となり、次の前年度繰越利益剰余金を加算した2,631万9,146円が当年度未処分利益剰余金となっております。未処分利益剰余金につきましては、議会の議決を経て、その一部をその年度の収益に応じ、建設改良積立金及び減債積立金への積み立てを行うものとしておりますが、山道浄水場第7次拡張工事に係る減価償却費に多額の費用を要する状況であり、今後数年間は収益が悪化することが見込まれるために、昨年度に引き続き次年度以降への収益を担保するために、各積立金への積み立てを行わず、未処分利益剰余金として留保することとしておるところであります。以上のことから平成29年度においては未処分利益剰余金の処分の件は上程しておりませんことを申し添えておきます。

次に7ページ、8ページには剰余金計算書、9ページ、10ページに貸借対照表、11ページからは事業報告を記載しており、11ページには1に概況、12、13ページには2の工事概要を記載しております。14ページには3の業務、15、16ページには4の会計、17、18ページには

キャッシュフロー計算書、19ページ、20ページには固定資産明細書、21ページ、22ページには企業債明細書、23ページから27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、各会計についての説明を受け、これから質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされているところでございます。さらに決算審査特別委員会に付託する予定でもありますので、この点お含みおきの上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則ですが、会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営とさせていただきます。

それでは初めに認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」に関する質疑を行います。決算書1ページから77ページ、成果報告書1ページから95ページまでの間です。久保田議員。

**4 番久保田** まず最初に、成果報告書ですね6ページです。先ほどの資料でも説明がありましたけども、経常収支比率のところですね、人件費のところでは1.6%、前年度からしたら1,200万を、1,270万4,000円というのが減っているんですけども、これはなぜこんなに大きく減ったのかお尋ねしたいと思います。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** 久保田議員の質問にお答えいたします。人件費の減というその理由でございます。成果報告書ではですね、22ページに人件費の職員数というものを示しております。ここではですね、29年4月1日現在と30年4月1日現在の比較ということですね、しております。なので、ここでは見えてこないんでありますが、たぶんお手元にはないと思いますが、昨年度の28年度の末の退職とですね兼ね合いでありまして、28年度中の退

職が7名出ております。そして採用者が、29年度採用が1名ということですね、ここで大きな職員数の減が出てます。今回の成果報告書の22ページではその辺が表れてないのでありますが、そうした28年度末の退職が7名で非常に多かったということ、そして採用が1名であった、その差引6名の減ということで29年度がスタートして終わりを迎えておりますので、その6名が最も大きな原因であるというふうに考えております。以上です。

**議** 長 はい、小谷議員。

**9 番 小 谷** 今日配布された資料の川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の不納欠損額ですね、使用料のところは11万9,100円とあがっているんですけども、決算書を見たら分担金のところは11万9,100円ってあがっているんですよ、不納欠損が。決算書の14ページ、15ページを見ると、分担金及び負担金のところは不納欠損11万9,100円ってというのがあがっているんですが、これはどうなんでしょうか。

**議** 長 はい、会計管理者。会計課長。

**会 計 管 理 者** 小谷議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、すみません、決算書の方が合っておりまして、分担金及び負担金のところは11万9,100円の不納欠損額となります。申し訳ございませんでした。

**議** 長 皆さんよろしいですか、今の点。資料の訂正ということで、いいですかね。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 成果報告書の73、74、ダム対策室について尋ねます。中身は、成果報告書の中身はほとんど28年度と変わらないんですけども、私の捉え方としては、この中身、成果報告書の中身はこれは起業者が書く内容であって、町として、町の成果報告書としてこれが適切なのか何なのかっていうのをお尋ねしたいのと、1つは、それから路体部の盛土、約220mが完成しているということで、このくらいの進捗状況で、28年度には平成35年3月31日までの完成を見込んでいるっていうふうに書かれ方がしてあったんですけども、こういう進捗状況でそれが達成できるのかどうかっていうのを尋ねたいと思います。

**議** 長 はい、ダム対策室長。

**ダム対策室長** はい。それでは久保田議員のご質問にお答えをいたします。

成果報告の記載の方法につきましては、先ほど起業者の内容というご質問で

ございましたけども、町として現在起業者等から把握をしている情報について、29年度の成果として記載をしているということでございます。そのようにご理解をいただければと有難く思います。

完成年度につきましては、成果報告には特に触れておりませんが、起業者からの話では予定通りの完成年度というふうに伺っておりますので、それ以上お答えすることはできません。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。今日お配りされたこの決算書補足資料の中の扶助費の方ですけど、去年と比べて2,700万円ばかり多く扶助費が上がっておりますけど、これは何か特別な要因があるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀田議員からのご質問でございますが、成果報告書の6ページをご覧くださいと思います。扶助費のことがこちらの方に書いてあります。4 扶助費というふうなことで掲載しております。一応こちらの方に社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、その他というふうなことで、前年度との比較ということで掲載されておまして、見ていただければ社会福祉費及び老人福祉費が前年度と比べ増えているという状況でございます。児童福祉費の方、こちらの方がマイナスというふうなことと、その他の部分が大きく増えているというのが見て取れると思います。これにつきましては扶助費の児童福祉費につきましては、こども園の扶助費が含まれているわけなんですけど、これまでこども園の扶助費をすべて児童福祉費の方に計上しておりました。ですが、今年度見直しをいたしまして、指摘もあったわけなんですけど、こども園の扶助費につきましては保育型、幼稚園型と、保育幼稚園連携型というものがございまして、この幼稚園型につきましては教育費の扶助費の方がベターだというふうなことがございまして、幼稚園型の扶助費につきましては(4) その他の方が教育の扶助費が含まれておまして、そちらの方に移行したということで、この3と4の差が大きく出てきているという状況でございます。以上でございます。

議 長 ここでしばらく休憩といたします。

( 1 2 : 0 0 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** ここで、企画財政課長より発言の申し出がっております。  
企画財政課長。

**企画財政課長** はい。先ほど午前中のご質問で、堀田議員の方から扶助費についてご質問があったわけですが、具体的にその増えた内容ですね、そういうふなことでご質問を受けたわけですがけれども、答弁の中ではどういうものが増えたということをご説明しておりませんでしたので、今からご説明させていただきたいというふうに思います。

扶助費につきましては、社会福祉、そして児童福祉、老人福祉と、そういうふうな中でさまざまな事業が扶助費で取り扱われているわけなんです、全般的に言いますと、どの事業におきましても微増傾向にあるという状況でございます。その中でも特に平成29年度増えた事業としましては、障害福祉サービス事業、あるいは養護老人ホーム措置費、こういうものが平成28年度と比較すると特に大きく増えている要因となっているところでございます。以上でございます。

**議 長** 議員各位にお願いをしておきます。質疑の折は、資料が3つか4つありますので、資料名を述べて、そのページを述べて、それから質疑を行うようによろしくご協力のほどお願いをしておきます。

それでは質疑を受けたいと思います。久保田議員。

**4 番久保田** 成果報告書の29ページの母子福祉医療費でございます。町長の所信の中で、小学校・中学校の医療費助成の交付、受給者証を82%の子ども達に交付したというふうにありましたけども、これが本来ならば100%交付すべきではないかと思いますが、なぜそこで留まったのかお尋ねします。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。子ども医療が28年から開始して、その手続きとしてですね、この受給者証を交付するにあたって、その対象となる方々にご案内を差し上げて、あらかじめ登録をしていただくようお願いをしたところです。これは受給者証の交付は元

より、その後の医療費の助成のための償還事務をですね、窓口でそのときにまた長くかからないようにですね、あらかじめ口座の情報などを、償還を行う際ですね口座情報の登録など、こういった諸々の手続き、あるいは医療保険の確認など、こういった事務処理に必要なですね、ご案内を差し上げておりますけれども、見えていただいていないという状況でございます。ただ、これはその証の交付が終わっていないから助成ができないということではございませんので、その医療費の負担が発生したときにでもですね、また手続きにお見えいただければそのときに必要な書類等を確認を求めまして、その上で償還を行うということで対応できますので、そういったことをご了承いただきたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**1 番 山 口** はい。成果報告の24、25でございますが、ここに事務、24ページですね事務事業評価の中にですね、ハード事業再検討3、それから補助金の再検討が2とあるが、これはどういうふうな内容なのか。そして、再検討の結果ですね、どういうふうにしていこうと判断されたのか。これが1点。それから25ページですね、婚活事業でございますが、29年度5回計画されて、2回しか成立していない。これは何か大きな要因があるのかどうか。やはり5回計画して2回しか実施できなかったというのは、半分も満たないわけですから、抜本的に何らかの方策を考えないとですね、計画はすれどもこういう形になってしまうんじゃないかと。そういった要因について、どういうふうに分析されているのか、2点をお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 事務事業評価につきましては申し訳ございません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、あとでそちらの方ご説明をさせていただければというふうに思います。

それから、婚活事業の関係なんですけれども、5回開催して3回中止になったというふうなことでございまして、実施できなかった原因といたしましては、募集をかけたときに男性あるいは女性、どちらかがなかなか集まらないということで、婚活を実施することができなかったというのが現状でありまして、やはり中止になったときにはその原因を検討したうえで次に活かさないといけないということで、毎回PDCAサイクルで反省はしていると

ころなんですけれども、なかなかやはり町内の、特に町内の男性の方の参加が少ないという現状でございまして、そこを何とかしないといけないということで、毎回いろいろ検討をしているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**2 番 田 口** 成果報告書の81ページですが、下の方にイングリッシュキャンプ事業のことが書いてあります。これは2、3年経つんじゃないかと思いますが、参加は全員だったのかということと、何日間だったのかということと、効果は、なかなか効果というのは言いにくいのかもしれませんが、効果についてはどのように考えていますかということをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教 育 次 長** 私の方からお答えします。この事業については県の事業が一昨年、町に移管して町が行ったのが去年からということでありまして。中学校1年生を対象に全員の参加で行っております。何日かということ1日行っております。去年のイングリッシュキャンプは午前中を国際大学の留学生とともにですね、英語だけでキャンパス内を一緒に散策して回るとのことと、そのあと午後からはハウステンボスの中でそういった、その外人の方ですね一緒に行くということをやっております。効果といいますと、とにかく英語にまず1年生が、まだ英語を勉強し始めてまだ数ヶ月というところですね、英語に興味を持ったというところで、生徒達も非常に興味を持ったのかなとは思いますが。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** はい。11番、小田です。成果報告書ですね23ページ、総務管理費①の中にですね第2別館コンクリート強度調査が行われていますけれども、この結果というのと、もう1件ですね、成果報告書25ページの下、徴税费の中にですね、滞納整理支援システムの導入というふうにありますけれども、これを導入したことによってですよ、どのような効果、実績が上がっているのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** 今、小田議員の方から質問がありました、成果の23ペー

ジあります第2別館のコンクリート強度調査の結果についてご説明をいたします。今回、第2別館のコンクリート調査につきましては、1階の部分と2階の部分の内部にわたるコンクリートの強度の調査を行っている内容であります。その結果としまして、コンクリートの強度がですね、1階の部分で8.76 N/mm<sup>2</sup>ですね。2階が12.92 N/mm<sup>2</sup>となっております。この数字はですね、建設当時、第2別館が昭和40年に建設されておりますが、そのときの強度が13.5 N/mm<sup>2</sup>となっている部分からすると、1階の部分が少し下がっている結果となっていることがわかっております。以上、説明とさせていただきます。

**議 長** 税務課長。

**税 務 課 長** はい。小田議員のご質問にお答えします。成果報告書の本文にもありますように、滞納処分等がスピーディに行われる滞納支援システムということで、情報を一元化するという導入をしておりますけれども、各種税、料金の情報を各係で共有するっていうことで、今後その成果が出るものということで、導入したからといってすぐに効果が表れるものではないということで考えております。今後、その効果については検証していきたいと思っております。以上です。

**議 長** はい、小田議員。

**1 1 番 小 田** 第2別館のコンクリートの数値的なことはわかりましたけども、その結果がですよ、どうあるのかというふうなのをですね、どのくらい、あと何年ぐらいあの状況で耐用、大丈夫なのかと、そういうことをちょっとお尋ねします。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。第2別館があと何年ぐらい大丈夫なのかというご質問もありましたが、それは今、私の方では明確にお答えすることはできません。ただ、この調査につきましては、目的としまして、耐震補強を今後行うための基礎調査として行っているところであります。数値的に平均すると10 Nほどの数値となっておりますが、一般的には低い数字というのはわかりました。この調査でですね。ただ、耐震補強ができないのかという部分につきましては、このとき調査に入ってもらいました設計業者の方とも協議をしたんですが、その内容ではですね、補強としては可能ではあるということは

説明を受けているところではあります。以上です。

**議**            **長** はい、高以良議員。

**10番高以良** 成果報告書の63ページです。中ほどに、(オ)のところ、「町イチ！村イチ！」の催しで出店をしたということで、来場者に特産品や観光地の紹介をしたというふうにあります。何名ぐらいの方が川棚町の出店のところに来られたのかとか、それから、特産品としてどういうものを紹介したのか。販売までしたということであれば、売上げなどはどういう状況だったのか。また、出店後に問い合わせなど、出店を契機にした問い合わせなどがあったのかどうか、そういうことについてお尋ねします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 高以良議員のご質問にお答えいたします。「町イチ！村イチ！2017」ですけれども、何名ぐらい来られたのか、また、特産品はどんなものなのか、売上げはと、あとからの問い合わせとかですけれども、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、あとで説明をさせていただきたいと思います。

**議**            **長** はい、村井議員。

**13番村井** 13番、村井です。成果報告書の24ページの国際化というところですが、先ほどイングリッシュキャンプの話も出ておりましたけれども、昨年はこの町内企業者に勤めておられる実習生等、外国の方を虚空蔵の登山会をはじめ、そういったところに招待をしているというような成果報告に書いてあったんですが、昨年度この「100縁翔店街」の参加を呼びかけた。これからやっぱり外国の方とふれあう機会というのを増やしていくのは大変いいことだと思うんですが、この実施された商店街への参加ってどれくらいあったのか。そして現状として、これまでも含めて参加者がどれくらいなのか。そしておわかりでしたら、町内の企業に勤めておられる実習生、あるいは従業員の方が今、町内に何人ぐらいおられるのかをお尋ねいたします。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 村井議員のご質問にお答えいたします。まず、「100縁翔店街」への参加等、どの程度外国人の方の参加があったのかというふうなお尋ねでございますが、町内の企業に勤めておられます、研修に来ておられます

外人の方が見えられまして、カイトック、あるいは日本ハムから見えられまして、だいたい15名の方が会場の方に見えられたという状況でございます。

それから、夏祭りに関しましては、浴衣体験を実施するというところで計画しておいたわけなんですけれども、台風の関係とかがございまして、当日は中止になりまして、延期になったという経過もありまして、着物の着付け体験は急遽変更もできないということで、こちらの方はもう中止ということになりました。なお、本年度につきましては、夏祭りにおいてですね同様の着付け体験を行いまして、ちょっと人数の把握ができていないんですけれども、10名以上の方がですね、日本ハム、カイトックから見えられまして、着付け体験を楽しんだという状況でございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 今年度のことで追加でございますけれども、さらに交流を深めないといけないというふうなことで、現在グラウンドゴルフ大会を開催して、町民とふれあいを作ろうということで企画しているところでございまして、現在、失礼しました、川棚老人クラブ連合会の方にですね、お話を持っていっているところでございまして、できればですね、近日中にですね、こちらの方も開催したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、村井議員。

**1 3 番 村 井** いろんなイベントにそうやって案内をすることはいいことだと思いますけれども、総数を先ほどお聞きしたんですが、把握できていれば何名ぐらいおられるのか。ALTを含めてでも構いませんけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、企画財政課長。

**企画財政課長** すみません。人数のことを報告し忘れておりました。すみません、人数の方は把握しておるんですけど、ちょっと手元に資料がないものですから、あとで報告させていただきたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番、三岳です。64ページですかね、成果報告書のもので54ページですね。一番下段の方に、耕作放棄地の解消の事業というものがあるんですけども、これは現在、町内でもですね、耕作放棄地がどんどん増え

ているという実情じゃないかと思うんですが、そういった中でですね、この事業を実施されて、どの地区で実施をされて、例えばもう今年になってそういった作付け等がですよ、なされたものかどうかですね、その後どうなったのかまずお尋ねをしたいんですが、それとですね、もう1点、64ページですね、採石事業のですね、対策費ということで、現地ですね、指導会をされているというふうに記載があるんですが、実際、雨季の前ということであれば、天気がいい日にされているのかなと思うんですが、実際、大雨とか梅雨時になりますと、砕石場から汚濁水といいますか、そういった貯水池を越して水路を通過して石木川の方に流れ込んできているという実情があると思うんですが、そういった現地などはですよ、調査っていいですか、されていないのかお尋ねをしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 三岳議員のご質問にお答えいたします。耕作放棄地解消総合対策事業、これは補助は全額国費になりますけれども、場所は野口地区になります。肥育をされている方が大きな重機を持っておられて、半ばといいですか、山になりかけているところを開墾されて、畑になる手前ぐらいまでされています。まだ少し根っこが残っている状態で、もう少し整理をしないと作付けができないというふうな状況で、現在は推移をしているという、そういった状況であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。では私の方から、三岳議員の砕石事業に関する質問についてお答えをいたします。豪雨時や台風時に5回、それから毎年提出をされます採石場内の整備、跡地整備を含む報告の折に指導をいたしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、三岳議員。

**3 番 三 岳** ちょっと先ほど言ったんですけども、大雨とかですねそういったときは見ておられますかということですね。要はですね、泥水が流れていけば、結局は大村湾に行くわけですね。そうしたらやはり漁業等へドロが堆積したりということで、漁業にも影響しているんじゃないかなと思うんですが、そういった現状というのは見ておられないかということを知りたいんですが。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。先ほど答弁いたしましたように、豪雨時や台風時に5回現地を見て指導はしております。大村湾への被害については、我々では確認しておりません。以上です。

**議 長** はい、小谷議員。

**9 番 小 谷** 成果報告書の29ページの生活保護に関する項目ですけれども、支給決定の分と別に取り下げの分と却下が1件ずつ、1世帯ずつあっているというの、どのような理由で取り下げられた分と却下された分があるのかというのと、あと、年度末じゃないや。保護廃止の分ですね。12世帯15人が保護廃止となっておりますが、その辺の詳細をお聞きしたいのと、聞ける範囲でですね。

あと、もう1つ、まとめて聞きますけれども、36ページの③の老人福祉費の（ア）の（a）、緊急通報システム電話機の件ですが、50回線分用意してあって、延べ59人ということは、借りたけど返したというのがカウントしてあるのかなって思うんですけども、1回戻された理由というのがどういう理由で、使えなかったから戻されたものなのかどうなのかというのと、あと、この運営費の、システムの運営費として計上してあるんですけども、この電話機自体が用意してあって、貸出しをされていると把握しているんですけども、この運営費というのはどのような性質のものなのかをお聞きします。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、成果報告書29ページの方で、生活保護に関する事項ということでご質問をいただきましたけれども、その中で保護の申請に関して取り下げ、あるいは却下になったというような状況でございますが、これにつきましては保護の申請の受け付けは福祉事務所、または町の方で受付けた場合は、町の方で書類を揃えたりしてですね、福祉事務所の方に送致をしている状況でございます。町の方では申請の受け付けを行いますと、その状況を確認できる、調べることができる範囲でですね、調査をしまして、その後書類の送致をしたうえで福祉事務所の方で判断をしております。取り下げや却下についてはやはり保護の基準に該当しないということで福祉事務所の方が判断はしたもので

ございますけれども、やはり生活を行うために必要なですね生活費、生計費に対して収入の大小、あるいは財産の状況というようなことを判断されて支給の決定、あるいは却下、取り下げなどをされますので、取り下げについては概ね申請があって、その資産の状況、あるいは収入の状況を勘案して、やはり保護に至らないと、保護の支給の決定ができないということで申請者に対して福祉事務所の方が話をされた上です、取り下げがされているような状況がございます。あと、却下になった件についてはですね、現状、ちょっと私の方でもそこまで今確認ができませんので、後ほど確認の上、答弁させていただきたいと思っております。また、保護世帯のうちですね廃止世帯の関係の詳細についてということでございますけれども、これは当然、毎月ですね、収入の状況等の報告の必要がありますので、こういった報告をそれぞれの生活保護の受給者から報告があった状況を勘案し、その上で、その月々の必要となる生計費と比較して収入が多いというような状況であれば廃止をしていくという形になりますので、こういったところで廃止の措置が取られたということでお考えいただければと思います。

続きまして、成果報告書36ページの緊急通報システムの件のご説明でございますが、50回線分を用意し、延べ59人に貸与したということで記載をしております。これは議員の方からお話がありましたように、やはり延べということで申請をしてですね、設置をした方もいらっしゃいますし、これを取り外したというような状況もございます。これは取り外すという場合はですね、やはり本人さんから家族と一緒に住むようになった、あるいは家族からの支援によってもう必要なくなったというような場合での設置の取り下げとかですね、あるいは入院をした、施設に入所したということで不要になったというような諸々の状況もございます。こういった中で、運営費についてということのご質問ですけれども、この運営費については緊急通報システムは、既設の電話機に対して緊急ボタンを押せばですね、この緊急ボタンに対して長崎安全センターというところに連絡がいくようになっております。このボタンを押すことでそうした緊急の要するに連絡をするというようなことを安全センターが確認しますと、これを応答してですね、応答がなければ必要な家族ですね、連絡先に連絡をするなどしてですね、安否の確認を行うなどのですね対応を、この安全センターの方がしておりますので、こう

いった業務の委託ということでお考えいただければ結構かと思っております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

**10番高以良** 成果報告書79ページ、消防費の中の非常備消防費のところ  
で、自主防災組織の結成のことが（イ）のところに書いてありますけれども、29年度中は3地区で結成ができたということですが、たぶん去年の確か25地区結成できたということでしたので、29年度の3地区を加えたら今現在28地区で結成がされているのではないかなというふうに思いますが、町内37地区の内に28地区ぐらい、残りがまだちょっとあるわけですが、最近、異常気象等によって風水害とか地震とかの被害が全国各地で発生しておりますけれども、そういう状況を見ると、できるだけ早く全地区で自主防災組織の結成をするように指導すべきではないかというふうに思うんですけども、そこら辺の呼びかけといいますかね、勸奨等については何かされているのかどうかお尋ねします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。高以良議員の自主防災組織の状況について、組織等についてのご質問でございますが、昨年3地区が結成をされまして、現在28地区の結成という状況になっております。全部の地区数の合計は37ありますので、未結成の地区が9地区となっております。これらの地区につきましてはですね、結成を呼びかけている、各総代さんに呼びかけているという状況ではありますが、傾向としましてはですね、やはり比較的小規模の地区というのが残っている状況です。こうした地区につきましてはですね、やはり小規模で、そもそも今の地区の状況自体がそういう非常に結束力があるといえますか、そういった状況でですね、そこまでする必要を感じないという声が出ているのも実情であります。しかしながら、先ほど高以良議員からもご指摘がありましたように、近年の自然災害ですね、これの脅威というのは近年益々大きくなっております。ですから今後もですね、自主防災組織の結成についてはですね、極力取り組んでいただくように、未結成の地区に呼びかけていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** はい、三岳議員。

**3番三岳** 3番、三岳です。72ページのもので、橋梁維持費の中で

すね、29年度にです、点検業務を委託されています。確かにこれで町内  
のですよ、インフラの老朽化ということで点検をされたんだと思うんです  
が、最後のところにあります赤岩橋とかってというのは、この点検によってこ  
れを工事をされたのかです。それとこの点検業務をされたときに、町内の  
橋梁といいますか、その全体のうち補修とか架け替えも含めて、そういった  
ものが必要な箇所がどの程度あったものかお尋ねをしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。三岳議員のご質問にお答えをいたします。点検業務に  
つきましては、平成30年度をもって全体が一回終わるという状況でござ  
います。ご質問の赤岩橋等については、点検の結果によって補修が必要と  
いう判定を受けたことから行ったものであります。現在の点検の結果で補  
修が必要な橋梁については野口橋が1橋で、もう1橋が倉本橋ですが、倉  
本橋については平成30年度で補修の委託設計を行うようにしているところ  
であります。以上です。

**議 長** ほかにありませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

**議 長** はい。よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第1号  
「平成29年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:40)

**議 長** 続いて、認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業  
特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書80ページから105  
ページ、成果報告書96ページから110ページであります。はい、小谷議  
員。

**9番小谷** 成果報告書の101ページの保険給付費ですけれども、5.1  
5%の減少となっているということですが、結構、額的に大きいんですけど  
も、この要因というものが把握されていたらお願いします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 小谷議員の質問にお答えします。保険給付費、2款の保険給  
付費において、28年度から29年度において、5.15%の減少というと

ころで、これは額にして7, 438万9, 000円ほどが減額、低くなっているというところです。28年度において、特にひと月1, 000万ほどですね、保険給付費が上がったという状況がございました。そういったことで、28年度が非常に大きかったと、医療費が大きかったというところがございます。それから、それに対して29年度がちょっと7, 000万ほど落ちたんですけれども、高額な医療費、そういった部分が落ちております。高額療養費とかですね。あと考えられるのは、高額な薬等がですね、医療費改定によりまして低くなっております。そういった部分も下がった原因ではないかと分析をしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかにありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:44)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書108ページから119ページ、成果報告書111ページから114ページであります。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:46)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書122ページから143ページ、成果報告書115ページから128ページであります。よろしいですかね。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:49)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(13:49)

(…休 憩…)

(14:05)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 まず、企画財政課長より発言の申し出がっております。企画財政課長。

企画財政課長 山口議員からご質問がございました事務事業評価、平成29年度の事務事業評価におきましてハード事業の再検討、この事業はどのような事業か、そして再検討をされたのかというご質問がございました。

事業につきましては3つの事業がございまして、くじゃく荘テニスコート機能維持事業、それと、しおさいの湯男女更衣室ロッカー取替工事、最後が急傾斜地崩壊対策事業の3事業が再検討というふうになった事業でございます。このうち、しおさいの湯男女更衣室ロッカー取替工事、これにつきましては再検討が済みまして、本年度、事業を実施することに、工事の方は完了したところでございます。それと急傾斜地崩壊対策事業、これにつきましても再検討で検討され、平成30年度で事業を実施することとしているところでございます。それから、くじゃく荘テニスコート機能維持事業でございますが、こちらの方につきましては観光事業として利用料金、あと経営戦略を含め、再検討をというふうなことになっておりますが、現在、検討を進めているところでございます。以上でございます。

それと、村井議員の方からご質問がありました、町内の外人の方がどの程度おられるかというふうなご質問でございました。企画財政課の方で把握しておりますのが、事業所に今来ておられる外国人の数ということで把握しております。今、カイトックの方に今9人の方が来ておられまして、それから日本フードパッカーの方に8人、そして日本ハムファクトリーの方に4

人ということになります。あと、川棚町の方にALTとして2名、それから川棚高校の方にALTとして1名来ておられるという状況で、現在この事業所に務めておられる外人につきましては、今後も増強されるというふうなことで、今後も増えていく可能性があるということでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 小谷議員の方からご質問をいただいております、生活保護の却下1件に関する件の状況についてということで説明をいたします。この1世帯の却下につきましては、申請をされたあとですね、その状況であれば生活保護の受給は決定できただろうということだったんですけども、本人さんが養護老人ホームへのですね、入所の申請も並行して行われておまして、この養護老人ホームの決定を行ったことによってですね、生活保護の基準に該当しないということで却下をしたという状況でございます。

あと、補足として説明をさせていただきたいんですけども、2点目としてご質問をいただきました、緊急通報システム電話機の運営費ということで、166万8,000円の支出があるがということの内容をご質問いただいたわけですけども、ここで私の方は、回答としまして、通報に対する対応、こういったもののみお話を回答させていただいたんですけども、この166万8,000円の中にですね、取り付けをしたり、新規の場合は取り付け、廃止をする場合はまた機器の取り外しとかですね、こういった設置に関する費用がですね、別途必要となっております、22万2,000円を設置工事等の費用に要しておりますので、これが166万8,000円の中にですね、含まれているということでご説明いたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、ありがとうございました。

それでは次に、認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。はい、波戸議員。

**8 番 波 戸** 8番、波戸です。成果報告書の130ページに諸収入の宿泊施設、温浴施設の前年比に対しまして約合計で260万ほど収入が上がっておりますけれども、企業努力かと思いますが、どのような要因があると

お考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、産業振興課長。

**産業振興課長** 波戸議員のご質問にお答えいたします。宿泊施設、それと温泉施設ともに前年度より事業収入が増えております。企業努力だと思えますけれども、その内容についてはちょっと把握をしておりません。必要であればあとで説明をいたしますけれども。あとで説明いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:14)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書160ページから178ページ、成果報告書134ページから142ページまでであります。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。質疑なしと認め、これで認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:17)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。よろしいですか。なければないとおっしゃっていただければ助かりますが。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。ではないということですので、質疑なしと認め、これで認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

ます。

(14:19)

**議 長** ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております、認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成29年度各会計の決算認定等については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定をいたしました。

(14:20)

**議 長** 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名をすることになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員12名を指名したいと思ひますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** もとい。では、途中から始めます。決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名をすることになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員12名を指名したいと思ひますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました委員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(14:24)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ただいま設置しました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:25)

(…休 憩…)

(14:37)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 決算審査特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に堀田一徳委員、副委員長に久保田和恵委員、以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

ここで、産業振興課長より発言の申し出がっております。産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、29年度一般会計の決算認定の中の商工費の中で高以良議員から質問がありました「町イチ！村イチ！」の、何名ぐらい来

られたか、また特産品をどういったもの、あと売上げがどのくらいだったかということの、そのあとの問い合わせということですが、まず、2日間の来場者数が4万8,000人で、東京川棚会の方にも案内を出しておりまして、そちらからはたくさん来られていますけど、人数はそちらは把握はしておりません。それと、特産品につきましては、長崎和牛、それから小串トマト、棚田米、それとナマコ、あと長崎浪漫工房のハム、ソーセージといったものになります。総売上が18万円になります。それと、問い合わせにつきましては手紙とメール等で数件の問い合わせが来ております。以上です。

それともう1つ、観光特別会計の中の事業、観光事業収入が増えている要因ということですが、平成29年度の収入につきましては減っております。収入は減っておりますけれども、経費が下がっているということで事業収入が増えております。これは新電力とか変えております。そういったものが要因になっているということでもあります。以上です。

議 長 はい。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:39)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 波戸勇則